



熊本県公報

号 外 第 3 号

平成 25 年 3 月 18 日 (月)

(毎 週 火・金 発 行)

目 次

条 例	
○熊本県地域の元気基金条例……………	(財政課) 2
○熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………	(子ども未来課) 2
○熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………	(障がい者支援課) 2
○熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………	(消費生活課) 2
○熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例……………	(労働雇用課) 3

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ **熊本県地域の元気基金条例**
 - 1 緊急経済対策に係る公共投資を迅速かつ円滑に行い、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、熊本県地域の元気基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
 - 2 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないが、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。（第3条関係）
 - 4 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入することとした。（第4条関係）
 - 5 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
 - 6 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができることとした。（第6条関係）
 - 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第7条関係）
 - 8 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 9 この条例は、平成27年12月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

- ◇ **熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例**
 - 1 条例の有効期限を平成30年12月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- ◇ **熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**
 - 1 条例の有効期限を平成26年12月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- ◇ **熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例**
 - 1 条例の有効期限を平成26年12月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- ◇ **熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例**
 - 1 条例の有効期限を平成27年12月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県地域の元気基金条例をここに公布する。
平成25年3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第4号

熊本県地域の元気基金条例

(設置)

第1条 緊急経済対策に係る公共投資を迅速かつ円滑に行い、地域経済の活性化及び雇用
機会の創出を図るため、熊本県地域の元気基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）
で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保
管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができ
る。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率
を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、
予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第5号

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例

熊本県安心こども基金条例（平成21年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正す
る。

附則第2項中「平成27年12月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年熊本県条例第44号）の一部を次の
ように改正する。

附則第2項中「平成25年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

熊本県消費者行政活性化基金条例（平成21年熊本県条例第5号）の一部を次のように
改正する。

附則第2項中「平成25年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例
熊本県緊急雇用創出基金条例（平成21年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。